

(別紙1)

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合海外向けPRパンフレット作成業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023年6月16日から3日間(予定)にわたり、三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議です。

本会合が三重県志摩市で開催されることを契機に、新たに海外向けPRパンフレットを作成し、来県される各国政府関係者や報道関係者に対して三重の魅力強く発信することで、今後一層の観光誘客や地域経済の活性化につなげることを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

海外向けPRパンフレットの作成には、三重県の観光、伝統・文化、自然、食材、産業などの多彩なコンテンツを十分に把握したうえで、三重県の魅力を効果的に伝えるための専門知識・技術が必要であり、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせ最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施します。

3 委託業務の内容(詳細は、別紙「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合海外向けPRパンフレット作成業務委託仕様書」のとおり)

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | G7三重・伊勢志摩交通大臣会合海外向けPRパンフレット作成業務 |
| (2) 委託期間 | 契約の日から令和5年3月31日までとする |
| (3) 成果品 | ①委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」 (原則としてA4版・両面印刷) 1部 ②作成した海外向けPRパンフレット電子データ 一式 ③作成した海外向けPRパンフレット(紙媒体) 英語版700部、日本語版300部 ④写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部 ⑤必要があれば実施内容の説明資料 1部 |

4 契約上限額 2,145,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。なお、(1)及び(2)の条件については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、(3)から(5)までの条件については、最優秀提案者決定後、「11 最優秀提案者に提出を求める書類」により確認します。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書

令和5年2月6日(月) 17時まで(必着)

電子メール可。郵便の場合は必着のこと。

参加資格の有無を令和5年2月7日(火) 17時までに回答します。

(2) 企画提案書

令和5年2月10日(金) 17時まで(必着)

郵便、民間事業者による信書便または持参のこと。

電子メール、FAXによる提出は不可。

(3) 経費見積書

令和5年2月10日(金) 17時まで(必着)

郵便、民間事業者による信書便または持参のこと。

電子メール、FAXによる提出は不可。

(4) 上記(1)～(3)の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム

TEL : 059-224-2638 FAX : 059-224-3024 E-mail : g7pt@pref.mie.lg.jp

8 最優秀提案の選定方法

別に設置する「企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

(1) 訴求性

各国政府関係者や報道関係者等の関心を惹きつけるため、三重の魅力を効果的に発信し、来訪意欲を掻き立てる情報誌となっているか。

(2) 企画性

各国政府関係者や報道関係者の三重県に対する理解を深めるため、多彩なコンテンツが分かりやすく表現された企画内容となっているか。

(3) 計画性

① 実施スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

② 提案された実施体制は、安定的に遂行できるものであると認められるか。

(4) 実現可能性

① 経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。

② 提案された類似業務の受託実績が本委託業務を安定的に遂行できるものであると認められるか。

(5) 経済合理性

① 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

② 費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定し

たうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

- (1) 日時 令和5年2月14日(火) 13時から
- (2) 場所 プレゼンテーションについては、Zoom を活用しオンラインで行います。
説明者は各社3名以内とします。

10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

11 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

- (1) 契約実績証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(その3未納税額のない証明用)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。(その3の2)または(その3の3)でも可。)
- (3) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (4) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、期限までに上記(2)及び(3)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」

12 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実を反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を越えて提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかつたとき。

13 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和5年2月2日(木) 10時まで(必着)
- (2) 質問の方法
質問申請書(第3号様式)を電子メールにより提出
※質問申請書を送信したときは、必ず「21 連絡先」まで電話にて着信の確認をしてください。
- (3) 質問に対する回答
令和5年2月6日(月) 13時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。なお、質問申請書の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には、質問内容に対する回答ページをご確認ください。

14 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- (5) 契約は、三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチームにおいて行います。

15 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

16 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

支払い時期は業務完了後になります。詳細は契約条項の定めるところによります。

17 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受

けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

- (2) 三重県は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム

担当：岸本、来田、青

TEL：059-224-2638 FAX：059-224-3024

E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp